



# 埼玉県報

第 2 6 1 3 号  
平成 2 6 年 7 月 2 2 日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [クラウド型統合サーバーシステム機器の賃貸借に関する落札者等の公示\(情報システム課\)](#)
- [職員用ノート型パーソナルコンピュータの賃貸借に関する入札公告\(情報システム課\)](#)
- [地籍調査の成果の認証\(土地水政策課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除\(水環境課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [秦第二土地改良区の役員退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [所沢都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [所沢都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [宿直仮眠用寝具及び被留置者用寝具の賃貸借に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [自動車運転基礎能力評価判定システムの賃貸借に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [計量器の定期検査\(計量検定所\)](#)
- [計量器の定期検査\(計量検定所\)](#)
- [県道上伊草坂戸線の供用の開始\(飯能県土整備事務所\)](#)

# 告示

埼玉県告示第千四十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月二十二日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
クラウド型統合サーバーシステム機器の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企画財政部情報システム課システム指導・集中化担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年 5 月22日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋 2 丁目15番12号
- 5 落札金額  
36,417,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成26年 4 月 1 日

# 告 示

埼玉県告示第千四十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年七月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

職員用ノート型パーソナルコンピュータの賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成27年2月15日(日)から平成32年1月14日(火)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県企画財政部情報システム課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 本件業務と種類が同等以上の業務の受注実績がある者であること。
- (7) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム課システム基盤担当 宮寺、高柳 電話048-830-2282(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年9月5日(金)午前9時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年9月4日(木)午後4時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年9月4日(木)午後4時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム課 平成26年9月5日(金)午前10時

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年8月22日(金)午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する(調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。 )。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資

格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年8月20日(水)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of 3,472 notebook personal computers for staff use.

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 9:30 a.m., September 5, 2014

By registered mail or in person: 4:00 p.m., September 4, 2014

(3) Contact Information:

Information Systems Division, Department of Planning and Finance  
Department,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2282



# 告示

埼玉県告示第千四十六号

日高市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第一百八号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年七月二十二日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果	調査を行った地区	年月日
日高市	平成二十四年度 平成二十五年度	地籍図三十八枚 地籍簿一冊	日高第四十一（ 大字横手の一部）	平成二十六年 七月十六日

## 告 示

### 埼玉県告示第千四十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十六年七月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

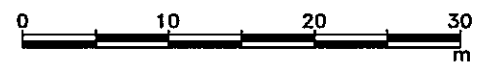
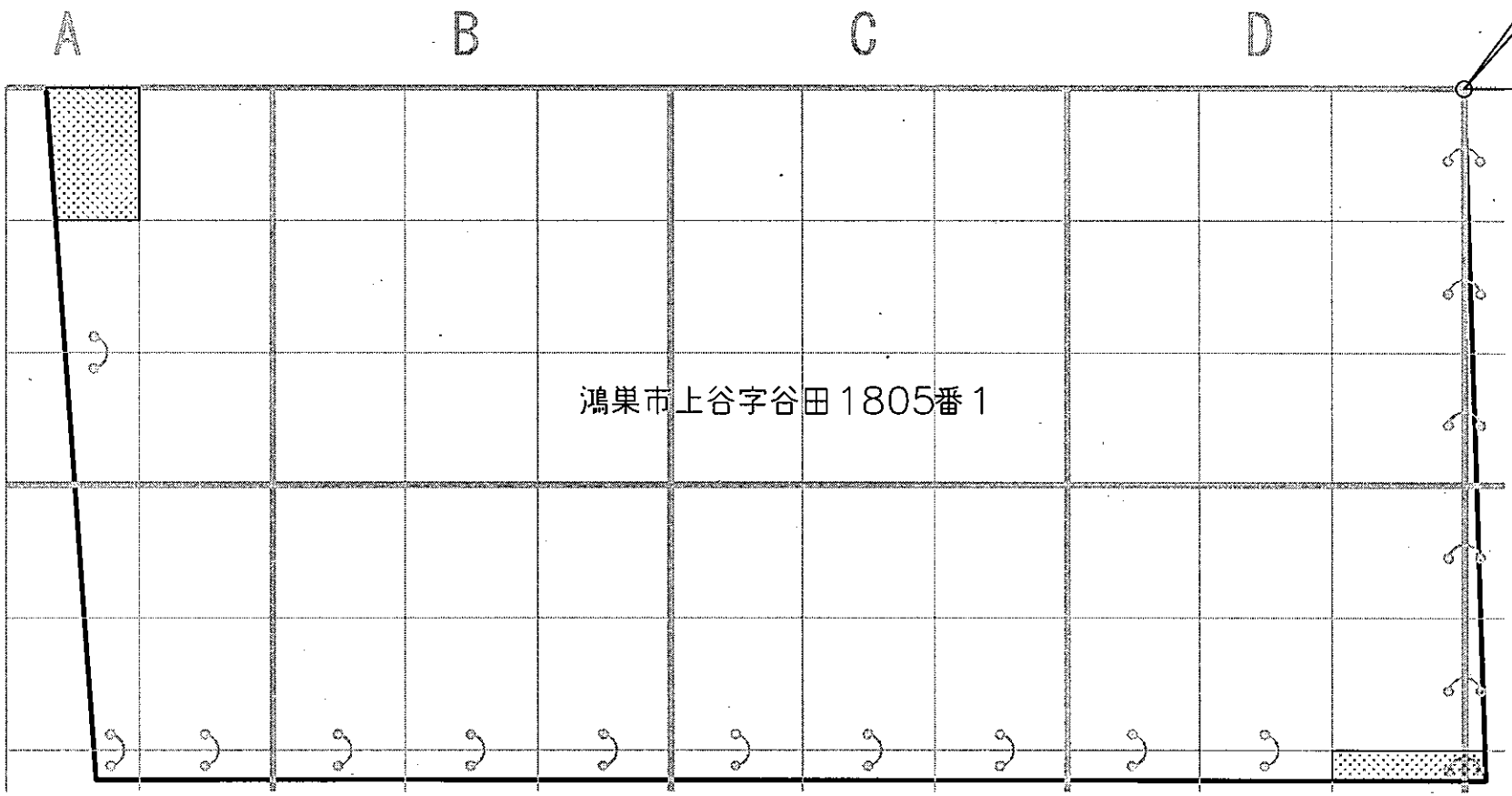
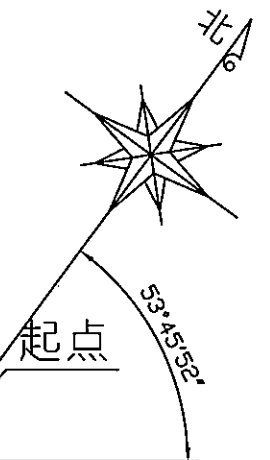
- 一 形質変更時要届出区域  
別図のとおり（埼玉県鴻巣市上谷字谷田千八百五番一の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

# 別図

【凡例】

- 敷地境界
- 単位区画 (10m×10m)  
【鴻巣市上谷字谷田1805番1】  
※格子の回転角度: 53度45分52秒
- 形質変更時要届出区域
- 起点  
【鴻巣市上谷字谷田1805番1】  
※起点は鴻巣市上谷字谷田1805番1  
の敷地境界の最北端とする
- 30m格子 (30m×30m)
- 30m格子内の区画番号  

1	2	3
4	5	6
7	8	9
- 区画統合



## 告 示

### 埼玉県告示第千四十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年埼玉県告示第千四十七号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。



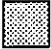


平成二十六年七月二十二日


埼玉県知事 上 田 清 司

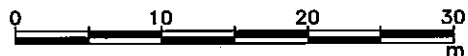
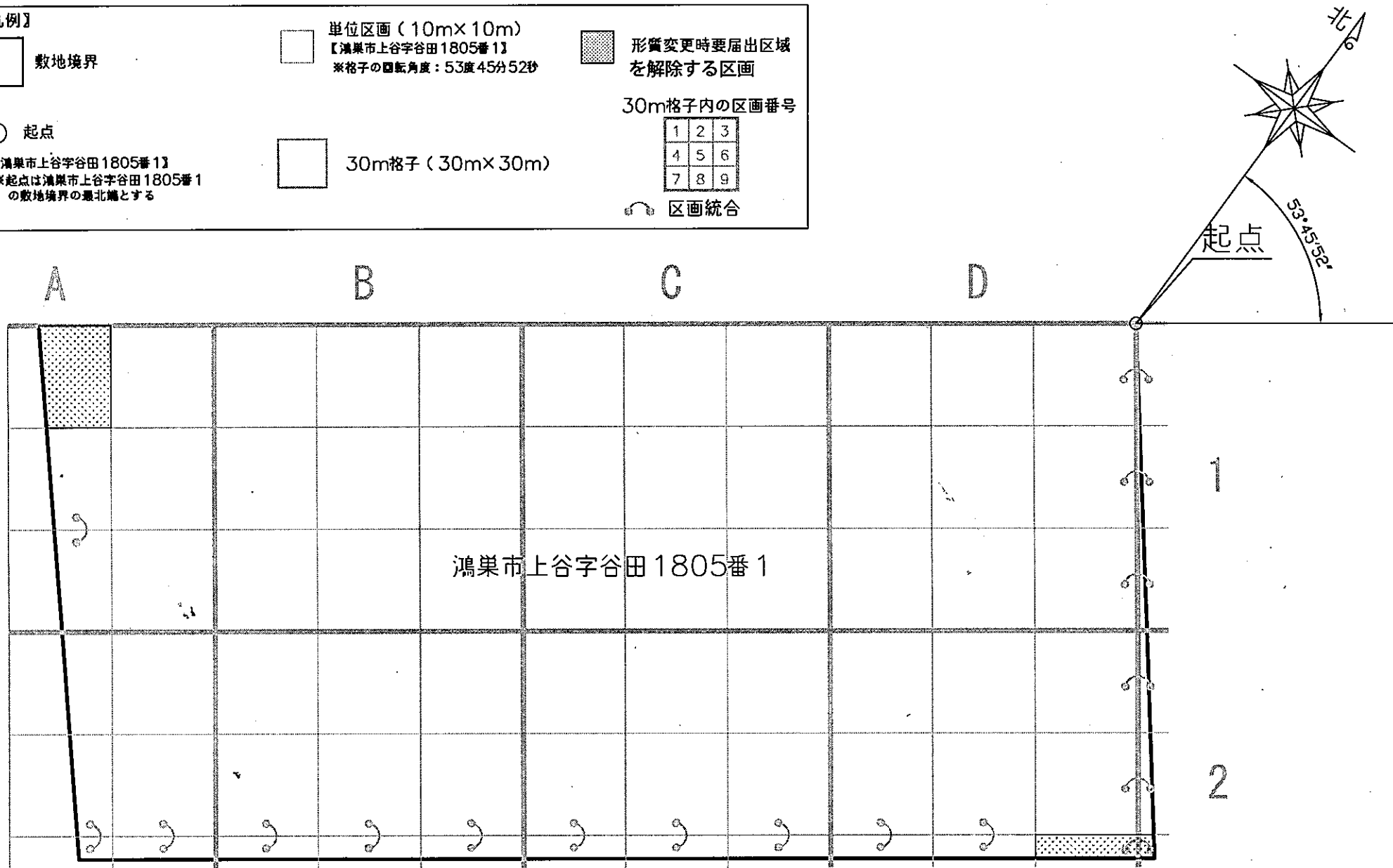
- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県鴻巣市上谷字谷田千八百五番一の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壤の掘削による除去

# 別図

【凡例】

-  敷地境界
-  単位区画 (10m×10m)  
【鴻巣市上谷字谷田1805番1】  
※格子の回転角度: 53度45分52秒
-  形質変更時要届出区域を解除する区画
-  起点  
【鴻巣市上谷字谷田1805番1】  
※起点は鴻巣市上谷字谷田1805番1の敷地境界の最北端とする
-  30m格子 (30m×30m)
- 30m格子内の区画番号  

1	2	3
4	5	6
7	8	9
-  区画統合



# 告 示

埼玉県告示第千四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

いなげや江南ビル

埼玉県熊谷市江南中央二丁目十九番一号ほか

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 成瀬直人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 成瀬直人

## ハ 変更年月日

平成二十五年二月一日

## 二 届出年月日

平成二十六年七月四日

## 二 縦覧期間

平成二十六年七月二十二日から平成二十六年十一月二十二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十六年七月二十二日から平成二十六年十一月二十二日まで

## ロ 意見書提出先



# 告 示

埼玉県告示第五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

いなげや毛呂山ビル

埼玉県入間郡毛呂山町大字岩井二千三百八十三、二千三百八十六、二千三百七十八、二千三百七十六、千四百九十八、千四百九十九、千五百一、一、一五〇六、千五百五二、二三八九

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 成瀬直人

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計七者

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 成瀬直人

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計六者

## ハ 変更年月日

平成二十五年二月一日

## ニ 届出年月日

平成二十六年七月四日

## 二 縦覧期間

平成二十六年七月二十二日から平成二十六年十一月二十二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺



の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年七月二十二日から平成二十六年十一月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東鷲宮ショッピングセンター

埼玉県久喜市桜田三丁目二番一、二番四

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

営業時間の変更により、騒音規制法に基づく騒音の規制基準に変更が生じます。規制基準をご確認のうえ、遵守をお願いします。

## 二 縦覧期間

平成二十六年七月二十二日から平成二十六年八月二十二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

# 告 示

埼玉県告示第五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

いなげや志木柏町店

埼玉県志木市柏町一丁目六番七十二号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 成瀬直人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 成瀬直人

## ハ 変更年月日

平成二十五年二月一日

## 二 届出年月日

平成二十六年七月四日

## 二 縦覧期間

平成二十六年七月二十二日から平成二十六年十一月二十二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十六年七月二十二日から平成二十六年十一月二十二日まで

### ロ 意見書提出先



# 告 示

埼玉県告示第五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

いなげや所沢西武園店

埼玉県所沢市大字荒幡字東向大谷千三百五十九 十七外

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 成瀬直人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 成瀬直人

## ハ 変更年月日

平成二十五年二月一日

## 二 届出年月日

平成二十六年七月四日

## 二 縦覧期間

平成二十六年七月二十二日から平成二十六年十一月二十二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十六年七月二十二日から平成二十六年十一月二十二日まで

## ロ 意見書提出先



# 告 示

埼玉県告示第五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

いなげや人間春日町ビル（A棟）、（B棟）

埼玉県入間市春日町一丁目七百四十八番地十一外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 成瀬直人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

株式会社ウエルパーク 代表取締役 山田一雄

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 成瀬直人

株式会社ウエルパーク 代表取締役 柿内宏一

## ハ 変更年月日

平成二十五年二月一日外

## 二 届出年月日

平成二十六年七月四日

## ニ 縦覧期間

平成二十六年七月二十二日から平成二十六年十一月二十二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十六年七月二十二日から平成二十六年十一月二十二日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



# 告 示

埼玉県告示第五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

いなげや川越旭町ショッピングセンター

埼玉県川越市旭町二丁目十二の十二外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

株式会社サビアコーポレーション 代表取締役 吉村亨

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 成瀬直人

株式会社サビアコーポレーション 代表取締役 関晴夫

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏

名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

株式会社ウエルパーク 代表取締役 山田一雄

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外未定

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 成瀬直人

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

株式会社ウエルパーク 代表取締役 柿内宏一

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

株式会社セリア 代表取締役 河合宏光

岐阜県大垣市外濑二丁目三十八番地

八 変更年月日

平成二十五年二月一日外

二 届出年月日

平成二十六年七月四日

二 縦覧期間

平成二十六年七月二十二日から平成二十六年十一月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年七月二十二日から平成二十六年十一月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
秦第二土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり  
届出があった。

平成二十六年七月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名 氏 名 住 所

理 事 金 井 栄 三 郎 埼玉県熊谷市弁財百三十番地

# 告 示

埼玉県告示第五十七号

所沢市から所沢都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第五十八号

所沢市から所沢都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第五十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。

平成二十六年七月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

宿直仮眠用寝具及び被留置者用寝具の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成26年12月1日(月)から平成29年11月30日(木)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度第一係 島田 電話048-832-0110 内線2243 ファク  
シミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年9月1日（月）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年8月29日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年9月1日（月）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成26年9月1日（月）午前10時40分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金



ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年8月25日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成26年8月20日(水)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))  
へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を  
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of  
bedroom suite for a rest on the nightshift and bedroom suite for  
detainees
- (2) Time limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m.  
September 1,2014 By mail;5:00 p.m. August 29,2014 In person;10:30 a.  
m. September 1,2014
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance  
Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-  
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-ku,Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-8533,Telephone 048-832-0110 Ext.2243

# 告 示

埼玉県告示第六十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。

平成二十六年七月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

自動車運転基礎能力評価判定システムの賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成27年3月1日(日)から平成34年2月28日(月)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度第一係 島田 電話048-832-0110 内線2243 ファク  
シミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年9月1日（月）午前10時40分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年8月29日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年9月1日（月）午前10時40分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成26年9月1日（月）午前10時50分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年8月25日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成26年8月20日(水)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))  
へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を  
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of  
equipment system for evaluating basic car driving ability
- (2) Time limit for tender:By the electronic tender system;10:40 a.m.  
September 1,2014 By mail;5:00 p.m. August 29,2014 In person;10:40 a.  
m. September 1,2014
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance  
Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-  
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-ku,Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-8533,Telephone 048-832-0110 Ext.2243

# 告 示

埼玉県計量検定所長告示第三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十六年七月二十二日

埼玉県計量検定所長 針 山 崇

一 検査対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が二百五十キログラム以下の電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区 域	期 日	時 間	場 所
狭 山 市	平成二十六年八月二十五日及び同月二十六日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	狭山市市民会館 駐車場
	平成二十六年八月二十七日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	智光山公園 正面 駐車場
横 瀬 町	平成二十六年九月四日	午前十時から正午まで	横瀬町役場 駐車 場
		午後一時から三時まで	横瀬町活性化セン ター 駐車場
長 瀬 町	平成二十六年九月五日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	長瀬町役場 駐車 場





志木市	ふじみ野市	朝霞市	和光市	富士見市	狭山市							
平成二十六年十月二十七日及び同月二十八日	平成二十六年十月二十二日から同月二十四日まで	平成二十六年十月二十日及び同月二十一日	平成二十六年十月十七日	平成二十六年十月十五日及び同月十六日	平成二十六年九月二十九日	平成二十六年九月二十日	平成二十六年九月二十日	平成二十六年九月二十日	平成二十六年九月二十四日	平成二十六年九月二十日	平成二十六年九月二十日	平成二十六年九月二十日
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで
志木市役所	ふじみ野市 大井 総合支所	朝霞市役所 駐車 場	和光市役所 駐車 場	いるま野農業協同 組合東部第2共販 センター 駐車 場	狭山市市民会館 駐車場	影森公民館	大滝振興会館	秩父市役所 荒川 総合支所	秩父市役所 吉田 総合支所	秩父市役所 吉田 総合支所	秩父市役所 吉田 総合支所	秩父市役所 吉田 総合支所

新座市	志木市	ふじみ野市	朝霞市	和光市	富士見市	秩父市	小鹿野町	皆野町	横瀬町	長瀬町				新座市		
				十八日	平成二十六年十一月二				一日	平成二十六年十月三十	日	平成二十六年十一月六	日	平成二十六年十一月五	日	平成二十六年十一月四
			から三時まで	まで及び午後一時	午前十時から正午		から三時まで	まで及び午後一時	午前十時から正午	午前十時から正午	から三時まで	まで及び午後一時	午前十時から正午	まで及び午後一時	午前十時から正午	まで及び午後一時
			場	進センター	富士見市立健康増				館	秩父市福祉女性会	民館	新座市立大和田公		新座市立福祉の里		新座市立栗原公民

# 告 示

埼玉県計量検定所長告示第四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

平成二十六年七月二十二日

埼玉県計量検定所長 針 山 崇

## 一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

## 二 検査を行う区域、期日及び場所

区 域	期 日	場 所
狭 山 市	平成二十六年八月二十五日から十一月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
横 瀬 町	平成二十六年九月四日から十二月三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
長 瀬 町	平成二十六年九月五日から十二月四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
皆 野 町	平成二十六年九月八日から十二月八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
小 鹿 野 町	平成二十六年九月十日から十二月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

秩父市	富士見市	和光市	朝霞市	ふじみ野市	志木市	新座市
平成二十六年九月十六日から十二月十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十六年十月十五日から平成二十七年一月十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十六年十月十七日から平成二十七年一月十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十六年十月二十日から平成二十七年一月十九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十六年十月二十二日から平成二十七年一月二十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十六年十月二十七日から平成二十七年一月二十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十六年十一月四日から平成二十七年二月三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
同	同	同	同	同	同	同

## 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内 藤 敏 夫

路線名	上伊草坂戸線
供用開始の区間	坂戸市大字塚越字南八日市一三五番一 地先から同市大字石井字下元宿二 三八四番二地先まで（ただし、関係 図面に表示する部分に限る。）
供用開始の期日	平成二十六年七月二十二日
備考	平成二十三年十二月二十七日付け埼 玉県飯能県土整備事務所長告示第二 十七号で告示した道路予定区域の一 部供用開始である。 延長一一七・一五メートル